

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高槻市長

## 公表日

令和6年3月29日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険事務
②事務の内容	介護保険法及び関係法令に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務 3. 介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務 9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務 10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11. 保険料の賦課又は保険料の徴収に関する事務 12. 地域支援事業に関する事務 13. サービス検索・電子申請機能での受領
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	介護保険事務処理システム(ADWORLD)
②システムの機能	1. 資格管理機能 ・住民基本台帳などの情報を基に被保険者台帳を作成し、被保険者の資格取得や資格喪失の管理及び住所地特例者や適用除外者の管理を行う。 2. 賦課機能 ・第1号被保険者の保険料の賦課、徴収方法(特別徴収・普通徴収)の決定、収納実績、滞納、過誤納の管理を行う。 3. 認定機能 ・要介護、要支援認定申請の受付から認定結果登録までの管理を行う。 4. 支給機能 ・要介護、要支援と認定された被保険者の居宅サービス計画作成依頼情報や介護保険施設の入退者情報を管理する。 ・利用者負担減免や負担限度額認定を管理する。 ・大阪府国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に受給者台帳を送付する。 5. 給付機能 ・国保連合会からの現物給付実績を受け取り、給付実績を管理する。 また、償還払い支給の実績管理を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 介護認定審査会支援システム(ADWORLD) )



システム4	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>宛名システムは、住民基本台帳登録者、転出死亡等により住民基本台帳登録者でなくなったもの、住登外者、法人について、氏名(名称)、住所、生年月日、続柄、発送用住所、部課名(屋号)等を複数業務での共用を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名情報照会機能 宛名情報を表示する機能。</li> <li>2. 個人(法人)コード付番機能 本市独自の個人(法人)コードが未登録の個人(法人)コードについて、新規に個人(法人)コードを付番する機能。</li> <li>3. 宛名情報管理機能 宛名情報を保存し、管理する機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 国民健康保険システム、健康管理システム等 )</p>
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(ADWORLD)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</li> <li>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</li> <li>3. 中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</li> <li>4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</li> <li>5. 権限管理機能: 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー・生活保護システム・障がい者福祉システム )</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	介護認定審査会支援システム(ADWORLD)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査資料作成機能 認定申請書・主治医意見書・調査票をデータ化し取り込み、当該被保険者に紐づけ登録し、審査会資料を作成する機能</li> <li>2. 審査割り当て機能 審査可能となった被保険者の申請を各審査会に割り当てる機能</li> <li>3. 審査会結果登録機能 審査会で決定した結果の登録と議事録を作成する機能</li> <li>4. ケアマネージャへの資料提供機能 ケアマネージャより申し出があった場合に当該被保険者に関する資料を発行し提供する機能</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システム(ADWORLD) )</p>

システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公表する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（申請管理システム）
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	受け付けた電子申請データを保管、印刷することにくわえ、進捗管理を行う機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（サービス検索・電子申請機能）
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
介護保険被保険者情報	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の68の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2の第93・94の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部 長寿介護課、国民健康保険課
②所属長の役職名	長寿介護課長、国民健康保険課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険資格を有した住民及びその世帯員
その必要性	介護保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため 2 4情報、連絡先、住民票関係情報:①資格の管理の際に、資格要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため、④世帯員を把握するため 3 地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため 4 健康・医療関係情報:主治医の意見書等を必要とするため 5 医療保険関係情報:医療保険関係情報により資格の確認、高額医療合算等を行うため 6 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する保険料の賦課等を行うため 7 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険事務を行うため 8 年金関係情報:年金からの保険料の特別徴収等を行うため 9 災害関係情報:保険料・利用料の軽減等を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉部 長寿介護課 国民健康保険課



3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、障がい福祉課、生活福祉支援課、生活福祉総務課及び医療給付課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワーク・サービス検索・電子申請機能／申請管理システム )	
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、保険給付事務等並びに地域支援事業の実施に関する事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	長寿介護課、国民健康保険課及び市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険被保険者資格管理に関する事務</li> <li>・ 介護保険被保険者証、負担割合証及び認定証の交付に関する事務</li> <li>・ 介護保険給付等に関する事務</li> <li>・ 介護保険要介護認定に関する事務</li> <li>・ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務</li> <li>・ 地域支援事業に関する事務</li> </ul>
	情報の突合	対象者からの申請、届出等に係る審査の際に、各種申請書等の記載内容を必要な限度において住民基本台帳情報、所得情報等と突合することで、適正な資格管理、賦課徴収、保険給付等を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	介護保険事務処理システム保守業務	
①委託内容	介護保険事務処理システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立製作所 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書の中で、再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならないと規定しています。
	⑥再委託事項	システム運用保守業務の一部

委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 33 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 21 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 1万人以上10万人未満 ]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 1万人未満 ]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	船員保険法第33条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



<b>提供先9</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の17の項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先10</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の22の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	随時
提供先12	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先13</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の33の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先14</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の39の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



<b>提供先15</b>	市町村長または国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	市町村長または国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の43の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先17</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の56の項の2
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙  )         </div> </div>
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先18</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙  )         </div> </div>
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先19</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の61の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>提供先20</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及び同一世帯に属するもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先1</b>	子ども未来部子育て総合支援センター
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例施行規則別表第2 第10の項
②移転先における用途	児童福祉法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2</b>	健康福祉部保健予防課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例施行規則別表第2 第20の項
②移転先における用途	予防接種法第16条第2項第1号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先3</b>	総務部市民税課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例施行規則別表第2 第29の項
②移転先における用途	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先4</b>	健康福祉部国民健康保険課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例施行規則別表第2 第35の項
②移転先における用途	国民健康保険法施行規則第5条の2の病院等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システムを閲覧 )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先5</b>	子ども未来部子育て総合支援センター
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の11の項
②移転先における用途	番号法別表第1の8の項に定める児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先6</b>	健康福祉部保健予防課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の17の項
②移転先における用途	番号法別表第1の10の項に定める予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先7</b>	健康福祉部 生活福祉総務課及び生活福祉支援課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の26の項
②移転先における用途	番号法別表第1の15の項に定める生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは 進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象とな る本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先8</b>	健康福祉部国民健康保険課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の42の項
②移転先における用途	番号法別表第1の30の項に定める国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険料の徴収又 は保険事務処理システム事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象とな る本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システムを閲覧 )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先9</b>	健康福祉部国民健康保険課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の43の項
②移転先における用途	番号法別表第1の30の項に定める国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システムを閲覧 )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先10</b>	総務部危機管理室
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の56の2の項
②移転先における用途	番号法別表第1の36の2の項に定める災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



<b>移転先11</b>	健康福祉部長寿介護課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の61の項
②移転先における用途	番号法別表第1の41の項に定める老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システムを閲覧 )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先12</b>	健康福祉部長寿介護課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の62の項
②移転先における用途	番号法別表第一の41の項に定める老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システムを閲覧 )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先13</b>	健康福祉部国民健康保険課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の80の項
②移転先における用途	番号法別表第1の59の項に定める高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システムを閲覧 )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先14</b>	健康福祉部国民健康保険課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の81の項
②移転先における用途	番号法別表第1の59の項に定める高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システムを閲覧 )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先15</b>	健康福祉部 生活福祉総務課及び生活福祉支援課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の87の項
②移転先における用途	番号法別表第1の63の項に定める中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先16</b>	健康福祉部 生活福祉総務課及び生活福祉支援課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第2項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例施行規則別表第2 第92の項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に関する生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止、同法第63条の保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務に準ずる事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先17</b>	健康福祉部保健予防課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の97の項
②移転先における用途	番号法別表第1の70の項に定める感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先18</b>	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の108の項
②移転先における用途	番号法別表第1の84の項に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先19</b>	健康福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第3項 番号法別表第2の109の項
②移転先における用途	番号法別表第1の84の項に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの
③移転する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行 われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象とな る本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">       &lt;選択肢&gt;        1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上     </div>
⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先20</b>	健康福祉部長寿介護課
①法令上の根拠	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例第4条第2項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例施行規則別表第2 第96の項
②移転先における用途	社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担の軽減に要する費用の助成の申請にかかる 事実についての審査又は当該助成に係る費用の返還に関する事務
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象とな る本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">       &lt;選択肢&gt;        1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上     </div>
⑤移転する情報の対象とな る本人の範囲	介護保険事務処理システムに記録されている被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 介護保険事務処理システムを閲覧 )
⑦時期・頻度	随時

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

・本市が管理する特定個人情報は、入退室管理がなされているデータセンターに設置された機器で保管している。

・申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、施錠可能な部屋又は棚に保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆被保険者テーブル

介護保険者番号,被保険者番号,被保険者履歴通番,被保険者介護異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格異動届出者氏名(漢字),被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得事由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格取得届出者氏名(漢字),被保険者資格取得届出者関係コード,被保険者資格取得届出者電話番号,被保険者資格取得届出年月日,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏名(漢字),被保険者資格喪失届出者関係コード,被保険者資格喪失届出者電話番号,被保険者資格喪失届出年月日,被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,被保険者住基ネット個人番号,被保険者都道府県コード,被保険者市町村コード,被保険者町名コード,被保険者キー氏名(カナ),被保険者あいまい検索キー氏名(カナ),被保険者氏名(カナ),被保険者通称名(カナ),被保険者キー氏名(漢字),被保険者氏名(漢字),被保険者通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分類コード,被保険者生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名(漢字),被保険者市町村名(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者住所(漢字)連結,被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番号,被保険者転入元市町村名(漢字),被保険者住所地特例者区分コード,被保険者住所地特例者適用開始年月日,被保険者住所地特例者適用変更年月日,被保険者住所地特例者適用終了年月日,被保険者適用除外事由コード,被保険者適用除外開始年月日,被保険者適用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載3備考(漢字),被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書(カナ),被保険者市内外区分コード,被保険者政令広域コード,被保険者地方公共団体コード,被保険者外国人在留資格期間コード,被保険者外国人在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,日常生活圏域コード,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻

◆受給者テーブル

介護保険者番号,被保険者番号,受給者履歴通番,被保険者履歴通番,受給者要介護状態区分コード,受給者認定年月日,受給者結果変更事由コード,受給者認定結果通知書発行年月日,受給者認定有効期間開始年月日,受給者認定有効期間終了年月日,受給者支給限度管理期間終了年月日,受給者再審査フラグ,受給者申請取消事由コード,受給者申請取消年月日,受給者認定中断事由コード,受給者認定中断年月日,受給者認定取消事由コード,受給者認定取消年月日,受給者申請事由コード,受給者申請年月日,受給者申請かかりつけ医コード,受給者申請者関係コード,受給者訪問対象地区コード,受給者識別コード,受給者同意書有無コード,受給者前保険者名(漢字),受給者申請者名(漢字),受給者申請者電話番号,受給者申請書備考(漢字),受給者居宅住所都道府県コード,受給者居宅住所市町村コード,受給者居宅住所町名コード,受給者居宅都道府県名(漢字),受給者居宅市町村名(漢字),受給者居宅住所(漢字),受給者居宅番地(漢字),受給者居宅方書(漢字),受給者居宅親郵便番号,受給者居宅子郵便番号,受給者居宅電話番号,受給者居宅市内外区分コード,受給者特定疾病コード,受給者政令広域コード,受給者介護要状態コード,受給者労災等番号,処理年月日,受給者みなし認定区分コード,受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード,区分変更用前回受給者履歴通番,経過措置前情報(結果、有効期間、希望),通知書理由,更新通番,更新操作者コード,更新年月日,更新時刻,作成操作者コード,作成年月日,作成時刻



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	他の機関及び庁内連携で個人情報を入手する際に、対象者・対象項目以外の情報を入手しないこととする。 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・介護保険事務処理システム、介護認定審査会支援システム、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムを利用する必要がある場合は、ユーザID及びパスワードによる認証を行い、操作者が利用可能な権限を限定している。 ・当該業務に関係のない情報を入手できないよう、システムの的に制限している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	介護保険事務処理システム、介護認定審査会支援システム、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	介護保険事務処理システム、介護認定審査会支援システム、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保管している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	個人情報の秘密の保持、個人情報の目的外利用及び提供の禁止、個人情報の適正管理、個人情報の複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事故発生時における報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない        4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている        2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	①移転・提供については、番号法及び条例上認められる範囲内に限定するよう、周知徹底する。 ②庁内のデータ連携については、審査の結果承認されたもののみデータ連携され、それ以外の連携はできない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている        2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <p>・当該事務の権限を有する職員にのみ実施できるようアクセス権限を設定している。</p> <p>・システム管理者が定期的に介護保険事務処理システム、介護認定審査会支援システム、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムで記録している操作ログ記録を取得・確認するとともに、当該取組を関係職員に周知することで、目的外の入手を牽制している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <sup>&lt;選択肢&gt;</sup> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	①システム毎に情報システム管理者を定め、職員等に対する教育・訓練を随時行っている。 ②情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する集合研修を行っている。 ③新規採用職員(正職員・非常勤職員)に対して情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。 ④管理職に対して、情報セキュリティ関連のe-ラーニングを行っている。 ⑤違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高槻市総務部法務ガバナンス室 569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 072-674-7322
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高槻市健康福祉部長寿介護課、国民健康保険課 569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 072-674-7167、072-674-7072
②対応方法	・問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関連部署に事実確認を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年2月20日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	<p>介護保険法及び関係法令に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>2. 被保険者証又は認定証に関する事務</li> <li>3. 介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務</li> <li>4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務</li> <li>9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務</li> <li>10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> <li>11. 保険料の賦課又は保険料の徴収に関する事務</li> <li>12. 地域支援事業に関する事務</li> </ol>	<p>介護保険法及び関係法令に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実について審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>2. 被保険者証又は認定証に関する事務</li> <li>3. 介護給付、予防給付又は特別給付の支給に関する事務</li> <li>4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>6. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>7. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>8. 保険料滞納者に係る支払方法変更に関する事務</li> <li>9. 保険給付の支払いの一時差止めに関する事務</li> <li>10. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> <li>11. 保険料の賦課又は保険料の徴収に関する事務</li> <li>12. 地域支援事業に関する事務</li> <li>13. サービス検索・電子申請機能での受領</li> </ol>	事後	
令和5年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③ほかのシステムとの接続	○ 既存住民基本台帳システム	○ 既存住民基本台帳システム ○ 申請管理システム	事後	

令和5年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③システムの機能	<p>1. 本人確認情報の通知 本人確認情報データを最新の状態に保つため、既存住基システムからの異動情報を基に当該データを更新し、大阪府に対して本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 本人確認情報検索 CS端末において入力された4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーに本人確認情報データを検索し、検索条件に該当する本人確認情報を画面上に表示する。</p> <p>3. 本人確認情報整合 本人確認情報データの正確性を担保するため、既存住基システムとの整合性確認を行う。</p> <p>4. 住民票の写しの広域交付 住基カード等の提示により、居住市町村以外の住民票の写しを交付する。</p> <p>5. 転出転入手続の簡素化 住基カードの交付を受けている方の郵送による転出届の提出により、転出証明書を省略して転出転入手続を行う。</p>	<p>1. 本人確認情報の通知 本人確認情報データを最新の状態に保つため、既存住基システムからの異動情報を基に当該データを更新し、大阪府に対して本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 本人確認情報検索 CS端末において入力された4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーに本人確認情報データを検索し、検索条件に該当する本人確認情報を画面上に表示する。</p> <p>3. 本人確認情報整合 本人確認情報データの正確性を担保するため、既存住基システムとの整合性確認を行う。</p> <p>4. 住民票の写しの広域交付 住基カード等の提示により、居住市町村以外の住民票の写しを交付する。</p> <p>5. 転出転入手続の簡素化 住基カードの交付を受けている方の郵送による転出届の提出により、転出証明書を省略して転出転入手続を行う。</p> <p>6. 申請管理システムへの情報送信 介護保険に係る申請・届出の申請者を特定するため、住民票コード等を申請管理システムへ送信する機能</p>	事後	
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	新規	介護認定審査会支援システム(ADWORLD)	事後	
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	新規	<p>1. 審査資料作成機能 認定申請書・主治医意見書・調査票をデータ化し取り込み、当該被保険者に紐づけ登録し、審査会資料を作成する機能</p> <p>2. 審査割り当て機能 審査可能となった被保険者の申請を各審査会に割り当てる機能</p> <p>3. 審査会結果登録機能 審査会で決定した結果の登録と議事録を作成する機能</p> <p>4. ケアマネージャへの資料提供機能 ケアマネージャより申し出があった場合に当該被保険者に関する資料を発行し提供する機能</p>	事後	

令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	新規	介護保険事務処理システム(ADWORLD)	事後	
令和5年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	新規	サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	新規	【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公表する機能	事後	
令和5年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	新規	申請管理システム	事後	
令和5年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	新規	受け付けた電子申請データを保管、印刷することにくわえ、進捗管理を行う機能	事後	
令和5年2月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	住民基本台帳ネットワーク	その他(サービス検索・電子申請機能/申請管理システム)	事後	
令和5年2月28日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	他の機関及び庁内連携で個人情報を入手する際に、対象者・対象項目以外の情報を入手しないこととする。	他の機関及び庁内連携で個人情報を入手する際に、対象者・対象項目以外の情報を入手しないこととする。 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	



令和5年2月28日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事務処理システムを利用する必要がある場合は、ユーザID及びパスワードによる認証を行い、操作者が利用可能な権限を限定している。</li> <li>・当該業務に関係のない情報を入手できないよう、システムの的に制限している。</li> </ul>	<p>介護保険事務処理システム、介護認定審査会支援システム、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムを利用する必要がある場合は、ユーザID及びパスワードによる認証を行い、操作者が利用可能な権限を限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に関係のない情報を入手できないよう、システムの的に制限している。</li> </ul>	事後	
令和5年2月28日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法	<p>介護保険事務処理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。</p>	<p>介護保険事務処理システム、介護認定審査会支援システム、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。</p>	事後	
令和5年2月28日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	<p>介護保険事務処理システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保管している。</p>	<p>介護保険事務処理システム、介護認定審査会支援システム、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保管している。</p>	事後	
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データは、許可された者だけが立ち入ることができるように制限された執務室内にあり、施錠管理されたサーバー室に設置された、施錠可能なラック内にサーバーを保管している。</li> <li>・申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、施錠可能な部屋又は棚に保管する。</li> </ul> <p>③BCP対策として、外部の機密情報資産管理事</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市が管理する特定個人情報は、入退室管理がなされているデータセンターに設置された機器で保管している。</li> <li>・申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、施錠可能な部屋又は棚に保管する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	事後	

<p>令和5年2月28日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の第93・94の項</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・88・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2の第93・94の項</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年2月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～20 ①法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号</p>	<p>番号法第19条第8号</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年2月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21～33(別添) ①法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号</p>	<p>番号法第19条第8号</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年2月28日</p>	<p>III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>&lt;本市全般における措置&gt; ・当該事務の権限を有する職員にのみ実施できるようにアクセス権限を設定している。 ・システム管理者が定期的に介護保険事務処理システムで記録している操作ログ記録を取得・確認するとともに、当該取組を関係職員に周知することで、目的外の入手を牽制している。</p>	<p>&lt;本市全般における措置&gt; ・当該事務の権限を有する職員にのみ実施できるようにアクセス権限を設定している。 ・システム管理者が定期的に介護保険事務処理システム、介護認定審査会支援システム、サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムで記録している操作ログ記録を取得・確認するとともに、当該取組を関係職員に周知することで、目的外の入手を牽制している。</p>	<p>事後</p>	